

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 7月 2日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：18件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	蒸気タービン設備検査（タービン軸受出口潤滑油温度検出器による指示値確認検査）において、検査確認順序の誤りが認められたため、対応検討	D	
2	1号機	所内蒸気系復旧操作時、換気空調系局所空調機蒸気供給元弁（V-75-H-90）上流側フランジに蒸気リークが認められたため、当該フランジを点検・修理	D	
3	1号機	活性炭ホールドアップ装置1号用計装空気圧縮機のシリンダボルト締付部（1箇所）において、冷却水のリーク（1滴/10秒程度）が認められたため、当該ボルトを点検・修理	D	
4	1号機	活性炭ホールドアップ装置用計装空気除湿装置（A塔、B塔）切替時、「塔切替時昇圧不良」警報が発生したため、当該装置を点検・修理	D	
5	2号機	タービン建屋換気空調系南側給気処理装置（C・D）内ドレンパンにおいて、腐食・汚れが認められたため、当該部を点検・清掃	D	
6	3号機	燃料交換機主幹盤点検時、ブリッジ運転制御用リレーに異音が認められたため、当該リレーを交換	D	
7	3号機	循環水ポンプ（A・B）グランド部ドレン受け皿の排水配管において、詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
8	4号機	復水器細管洗浄装置（C）系の通水運転時、「洗浄ボール循環ポンプ封水圧力低」警報が発生したため、当該装置を点検・修理	D	
9	4号機	常用冷却系サージタンク補給水積算計前ストレーナー出口圧力計元弁において、ハンドル固定ナットに外れが認められたため、当該ナットを取付	D	
10	5号機	主復水器細管洗浄装置（C2）ボール捕集器の捕集位置ランプの表示不良が認められたため、当該表示ランプ回路を点検・修理	D	
11	5号機	タービン建屋換気空調系冷却装置（C）用圧縮機の油圧低下が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
12	5号機	活性炭ホールドアップ装置室給気装置側板及びベースの間（コーティングシール部）及び冷凍機において、結露水の滴下が認められたため、当該部を点検・修理	D	
13	6号機	給水ポンプ出口溶存水素濃度検出器において、指示不良（ドリフト）が認められたため、当該検出器を交換	D	
14	6号機	タービン建屋換気空調系南側給気処理装置のフィルタ差圧計において、指示不良（ダウンスケール）が認められたため、当該差圧計を点検・修理	D	
15	6号機	廃棄物処理系蒸留水脱塩器の樹脂再生のための樹脂移送時、樹脂移送用復水圧力調整弁の動作不良が認められたため、当該調整弁を点検・修理	D	
16	集中環境施設	消火系圧力空気槽安全弁において、設定不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
17	その他	海生物処理設備洗浄貝切出装置（B）において、過負荷トリップが認められたため、当該装置を点検・修理	D	
18	その他	海生物処理設備排水処理設備脱水機（A）濃縮ろ布等において、劣化及び摩耗が認められたため、当該ろ布等を交換	対象外	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで